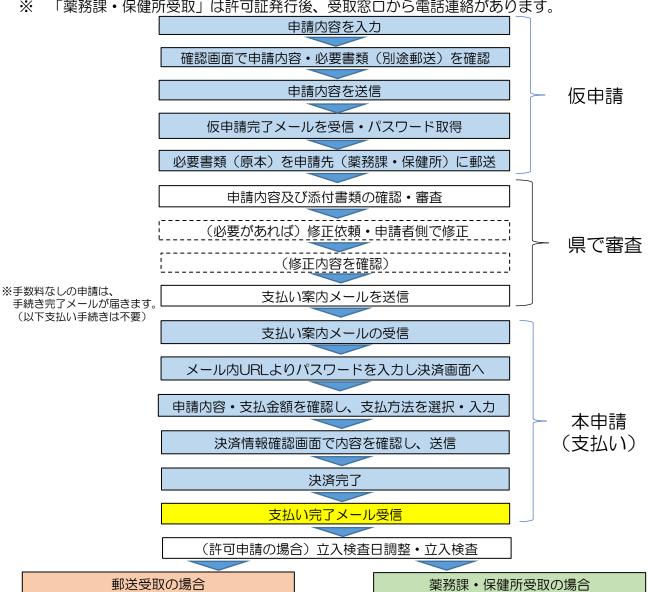
02 利用の流れ

- みやぎ電子申請システムを利用した卸売販売業許可申請等の流れを説明します。
- 本システムは、まず申請フォームに必要事項を入力していただきます(仮申請)。
- 仮申請後、申請先(薬務課・保健所)での申請内容の確認及び必要書類の受領後に、申請者宛てに 支払い案内メールを送付します。
 - ※ 必要書類はシステムへの電子添付と併せて、申請先(薬務課・保健所)への原本提出(郵送)が 必要です。
- 支払い案内メールに記載のURLから決済(クレジットカード・PayPay)していただき、申請完了と なります(本申請)。
- 許可申請については、立入検査が必要となります。本申請完了後に申請先の担当者より、日程調整の ご連絡をさせていただきます。
- 許可証の受け取り方法は、「郵送受取」または「薬務課・保健所受取」が選択可能です。
 - 「郵送受取(郵送料負担)」は、郵送料(530円)を申請手数料と併せて納付していただきます。
 - **※** 「郵送受取(返送用封筒提出)」は申請時に返信用封筒(簡易書留、レターパック等)の提出が 必要です。
 - 「薬務課・保健所受取」は許可証発行後、受取窓口から電話連絡があります。



許可証を申請者あてに郵送

※郵送受取では、電子決済で郵送料をお支払いいた だく方法と、郵送で返信用封筒を提出していただく 方法が選択できます。

受取窓口から電話連絡

受取窓口で受け取り